uzuok



wall 静岡県弁護士会通位

弁護士をもっと 身近な存在に

静岡県弁護士会

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL054-252-0008 FAX054-252-7522 ホームページhttp://s-bengoshikai.com/



ご挨拶

静岡県弁護士会 会長 大 石 康 智

平成27年度静岡県弁護士会の会長に就 任しました。謹んで皆様にご挨拶申し上げ ます。

静岡県弁護士会には400人を超える弁 護士がおります。私たち弁護士は、自らを 「社会のお医者さん」、法律事務所は「社会 の病院」と想って、市民の皆様が抱えるト ラブルを解決しております。

もっとも、困ったな~と感じても、それ が弁護士に相談するべき問題だったと思わ なかったと述懐される市民の方が少なから ずいらっしゃいます。日弁連が中小企業の 方を対象にアンケートしたところ、ほぼ半 数に弁護士利用経験がなく「弁護士に相談 すべき事項がない」とのことでした。とこ ろが、中小企業が法的問題を抱えていない のか、と言えば、そうではなく「法的問題 を抱えている」と回答した中小企業は8 0%に達します。しかも、約60%は「複 数の問題を抱えている」とのこと。にもか かわらず、弁護士に相談しなかった理由は 「弁護士の問題とは思わなかった」(46. 5%)と回答されています。どうも、多く の市民は、弁護士は紛争・裁判になったと きに頼むだけの存在だと誤解されているよ うです。実際には、契約書・遺言書などを 作成したり、会社の経営・成年後見・債務 整理・男女問題・隣近所問題・労働問題な ど市民の皆さんが生活していく際に発生す る多くの問題について弁護士はお役に立つ

ことができます。 ですので、困っ たな~と感じた ら、直ぐにご相 談ください。



私たち弁護士は、消費者被害に敏感かつ 迅速に対応しています。消費者には絶えず 様々な形で魔の手が迫って来ます。そこで、 弁護士会は消費者問題委員会を組織して研 究と救済を怠りません。さらに、住宅問題 や高齢者・障害者の抱えている問題などに も実践的に対応しております。そればかり か、東日本大地震や原発災害になると個々 の弁護士だけでは対応できませんので、弁 護士会を挙げて取り組んで救済活動にあ たっております。同様に、南海トラフ巨大 地震にも自治体と連携して備えておりま す。それ以外にも、いじめ・性的差別・貧 困からの救済、犯罪被害者の救済活動、民 事介入暴力対策、法教育のほか、海外弁護 士会と提携したりするなど活動をあげれば きりがありません。

弁護士は、裁判しかしていないのではあ りません。

どうぞ、困ったな~と感じたら先ずは弁 護士会へご相談ください。ホームページで は、もっと詳しく紹介しております。では、 ホームページで、またお会いしましょう。



成年後見 よくあるQ&A

昨今、高齢化が進み、高齢者や障がい者の人権擁護の必要性から、「成年後見制度」の利用が年々増えています。成年後見制度の利用・運用には、弁護士が関わる機会も非常に多いため、成年後見制度についてのよくあるご質問をまとめてみました。

Q1 成年後見制度とは、どのような制度ですか。

A 成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分となった方が財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する制度です。判断能力が全くない方は、自分で治療や介護の契約を結ぶこと、不動産の処分や遺産分割の協議をすることなどができません。また、判断能力が不十分な場合には、これらをご本人だけで行うとご本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため、後見人等が、家庭裁判所の監督の下、ご本人の意思を尊重して支援をします。成年後見制度には、大きく分けて法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

Q2 法定後見制度とは、どのような制度ですか。

A 法定後見制度とは、法律によって定められた後見制度で、ご本人の判断能力が不十分となったときに、ご本人やご家族などが家庭裁判所に成年後見人等の選任を申立て、家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度です。法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれていて、判断能力の程度に応じて利用することのできる制度が異なります。後見人等には、ご家族の他、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選任される場合があり、ご本人の必要性に応じて家庭裁判所が選任することになります。

13 成年後見人は、どのようなことをするのですか。

A 成年後見人は、ご本人の財産に関する法律行為について全面的に代理する権利とご本人の財産の全般的な管理権を有します。そのため、成年後見人は、その代理権と管理権に基づいて、ご本人の身上監護と財産管理を行います。身上監護とは、ご本人の生活や健康、療養などに関することで、具体的には、医療に関する契約や施設への入所契約、介護に関する契約などです。ただし、身の回りの世話をするといった現実の介護行為はここでいう身上監護には含まれません。また、財産管理とは、ご本人の財産内容を正確に把握し、年金などの収入の受領、必要な経費の支出といった出納の管理、預貯金の通帳や保険証書の管理などを行うことです。さらに、成年後見人は、ご本人の行った行為のうち、日常生活に関する行為以外については、取り消すことが出来ます(取消権)。

Q4 保佐人、補助人は、どのようなことをするのですか。

A 保佐人の主な業務は、ご本人の意思を尊重し、かつ、ご本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、一定の重要な行為について、ご本人の行為を同意したり(同意権)、保佐人が同意しないのにご本人がしてしまった行為を取り消したりすることです。また、家庭裁判所への申立てによって、同意権・取消権の範囲を増やしたり、特定の行為について代理をしたりすることが出来ます。補助人は、ご本人が望む一定の行為について、保佐人と同様に、同意したり、取り消したり、代理したりすることを行います。

Q5 法定後見制度を利用するには、どのようにすれば良いですか。

A 法定後見制度を利用するためには、ご本人の住所地の家庭裁判所に、後見開始の審判の申立てをすることになります。家庭裁判所への申立てに必要な書類は、家庭裁判所の窓口で一式をもらうことが出来ます。申立てがなされた後、家庭裁判所による書類等の審査、申立人、後見人等候補者の調査、事案によってはご本人の調査やご本人の判断能力を判定する鑑定、親族の意向調査などが行われ、必要と認められた場合に、家庭裁判所が後見人等を選任します。

なお,自分一人で申立てや手続きを進めていくこと に不安を感じる方は,弁護士に申立手続きを依頼する ことも出来ますので、相談することをお勧めします。

Q6 誰が申立てをすることが出来ますか。

A 申立てが出来る人は,本人,配偶者,4親等内の親族,成年後見人等,任意後見人,成年後見監督人等,市区町村長,検察官です。4親等内の親族とは,ご本人や配偶者の子,孫,親,祖父母,兄弟姉妹,おじ,おば,甥,姪や,本人のいとこ,などです。

O7 申立手続きには、どのような費用がかかりますか。

申立手続きに必要な費用としては、収入印紙代や郵便切手代があります。各家庭裁判所によって金額が異なりますが、概ね1万円以内で済みます。また、ご本人の判断能力を判定するために鑑定が必要と家庭裁判所が判断した場合には、鑑定費用が10万円程度かかります。手続きに必要な費用は、申立人が負担することが原則です。

申立手続きを弁護士に依頼した場合には、別途弁護士費用もかかります。経済的にお困りの方の場合には、

法テラスの扶助制度を利用することが出来る場合もありますので、ご相談ください。

Q8 任意後見制度とは、どのような制度ですか。

A 将来の判断能力に不安を持たれた方が、信頼できる人(ご家族、ご友人、弁護士等)に対して依頼する事務の範囲を決めて、任意後見契約を締結します。そして、ご本人の判断能力の低下が見られた場合に、任意後見人が契約に定められた事務について後見事務を開始します。なお、任意後見人には、法定後見制度にある取消権や同意権はありません。

任意後見契約は、公正証書によってしなければなりません。ご本人の判断能力の低下が見られた場合に、ご本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者が、家庭裁判所に対し、任意後見人を監督する任意後見監督人を選任するよう申立て、家庭裁判所によって任意後見監督人が選任された後に、任意後見人の後見事務が開始します。

Q9 後見人等の報酬は、どのくらいなのですか。

A 成年後見人等の報酬額は、成年後見人等の職務の内容やご本人の財産状況などを考慮して家庭裁判所が定めます。成年後見人等の報酬は、ご本人の財産の中から支払われます。東京家庭裁判所や横浜家庭裁判所が公表している基本報酬は、管理財産が1000万円以内であれば月額2万円、1000万~5000万であれば月額3~4万円、それ以上であれば月額5~6万円とされています。但し、訴訟、遺産分割、居住用財産の任意売却等を行った場合は報酬が上乗せされることがあります。静岡家庭裁判所でも、報酬額はこの基準に準じて決められていると思われます。

また、任意後見人の報酬は、それぞれ契約によって 決めることになります。

Q10 成年後見制度を利用するメリットには、どのようなものがありますか。

判断能力が低下し、自分一人で生活することが困難となった方でも、成年後見制度を利用することによって、生活環境と財産を守ることが出来ます。また、入院契約や介護サービスの契約、遺産分割協議などの法律行為を行う場合にも、不利益な結果が生じないように行うことが出来ます。さらに、ご本人が悪徳商には、取消権によって契約を取り消すことが出来ます。そで、ご本人を支援する方としても、後見人等はその支援する内容が登記されますので、成年後見制度を利用しており、ご本人に代わって契約等を行うことがごます。また、家庭裁判所は、成年後見人等に対して、定期的に事務内容の報告を請求し、監督することになりますので、適切な後見事務が期待できます。

さらに、弁護士などの専門家が成年後見人等に選任 される場合には、専門的かつ複雑な法律問題にも適切 に対処することが出来ます。

Q11 弁護士には、何を頼むことができますか。

A 弁護士には、後見等の申立ての手続きを依頼することが出来ます。申立て手続きをお一人で行うことに不安を感じられている方は、まずはご相談下さい。また、申立をする際に、弁護士を成年後見人等の候補者とすることが出来ますし、任意後見契約の際には、弁護士を任意後見人として契約することも出来ます。法律問題が存在する場合には、ご本人に代わって契約や遺産分割協議等をする後見人にも法的専門性が求められま

すので、弁護士を候補者、任意後見人とすることをお勧めします。まずはお気軽にお問い合せ下さい。



写真は全てイメージです。

静岡県弁護士会による高齢者・障がい者やその支援者のための各種相談制度

●高齢者・障がい者を対象とする無料面談相談

弁護士会の各支部会館(静岡、浜松、沼津)にお 電話でご予約いただき、弁護士会館等で、弁護士が 面談での相談に無料で応じます。ご自宅等への出 張をご希望の場合は有料となります。

●高齢者を対象とする無料電話相談

弁護士会の各支部会館(静岡、浜松、沼津)にお 電話で申込みいただくと、48 時間以内に担当の弁 護士がお電話を差し上げ、無料で相談に応じます (1回 20分)。

●福祉相談担当者なんでも質問箱

福祉団体、施設、行政機関等において高齢者や障がい者の介護、生活支援に携わっている方々のため

の相談制度です。所定の申込書を用いて FAX で弁 護士会に相談の申込みをしていただくと、48 時間 以内に 担当の弁護士がお電話を差し上げ、無料で 相談に応じます。申込書をご希望の方は弁護士会に 御連絡下さい。

●いずれのご相談も、以下の窓口でご予約を承ります。

静岡県 弁護士会 静岡支部 TEL054-252-0008

浜松支部 TEL053-455-3009

沼津支部 TEL055-931-1848

各種法律相談のご紹介

2015.5.15現在

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が、交代で、相談を担当 しています。

- ■相談時間 30分間 ■相談料金 5400円 民事法律扶助制度(資力に乏しい方に対し、法律相談料 や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度)の利用も可能
- ■相談日時
 - ●静岡支部 毎週月曜日から金曜日 午前10時~12時 午後1時~4時
 - ●浜松支部 毎週月曜日から金曜日 午前9時45分~12時 月・水・金曜日 午後1時~5時

●沼津支部 毎週月曜日から金曜日

- 午後1時~3時30分 ●掛川法律相談センター
- ※浜松支部にて予約受付 毎月第3水曜日 午後1時~4時30分
- ●下田法律相談センター ※沼津支部にて予約受付 毎週金曜日 午後1時~4時

交通事故相談

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスを致します。

- ■相談時間 30分間
- ■相談料金
- ■相談日時
 - ●静岡支部 毎週月・水曜日 午後1時30分~4時 毎週火・木曜日 午前9時30分~12時
 - ●浜松支部 毎週火・木曜日 午後1時30分~4時 (掛川法律相談センター 毎月第1水曜日
 - ●沼津支部 毎週月・水・金 午後1時~3時30分 (三島:第2火、伊東:第3火、下田:第4月 時間同上)

クレジット・サラ金相談

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。 破産・再生・任意整理(過払い金返還請求を含む)等の 借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

- ■相談時間
- 30分間
- ■相談料金

- ■相談日時
 - ●静岡支部 毎週月・水曜日 午前10時~12時 毎週火・木曜日 午後1時30分~4時 午前10時~12時 毎週金曜日 午後1時30分~4時
 - ●浜松支部 毎週月曜日から金曜日 午前10時~12時 午後1時30分~5時
 - ●沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し 原則として担当弁護士事務所で相談実施。

労働と生活に関する相談窓口

解雇や賃金未払い等の労働問題(労働者の方からのご 相談に限ります)、生活保護及びこれに関連する問題を 対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご 紹介いたします。

- ■相談料 初回相談料は無料
- ■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原 則として担当弁護士事務所で相談実施。

高齢者・障害者相談

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福 祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年 後見、財産管理等についてアドバイスを致します。 相談申込に応じ、担当弁護士を紹介します。

- ■相談時間 60分まで
- ■相談料
- ■相談日時
 - ●静岡支部 毎週水曜日 午後1時~4時
 - ●浜松支部 毎週金曜日 午後1時~4時
 - ●沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し 原則として担当弁護士事務所で相談実施。
- ※出張相談(有料)も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

犯罪被害者相談

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。被害 者が利用できる手続、加害者への損害賠償請求等につい てアドバイスを致します。

- ■相談時間 30分程度
- ■相談料 初回相談は無料
- ■相談日時
 - ●静岡支部 毎週木曜日 午前10時~11時30分
 - ●浜松支部 相談申込に応じ、相談日時を決定
 - ●沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し 原則として担当弁護士事務所で相談実施。

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が 各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場 で仲介役を務める『あっせん、仲裁』も行なっておりま す。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護 士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、 逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り 相談に乗ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます(有料)。 資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度(資力の乏 しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度)の利 用も可能です。

申込方法

弁護士会各支部へ電話にて申込

■電話受付時間

平日 午前9時~12時、午後1時~5時 当番弁護士・当番付添人についてのみ、土日・祝日、時 間外は、留守番電話による受付をします。

静岡支部